

◇新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例（新潟県条例第21号）

1 議員報酬の臨時的削減措置の実施

令和5年6月1日から令和6年3月31日までに支給される県議会議員の議員報酬について、100分の10と令和5年4月30日から同年5月31日までの期間に相当する分として日割により計算した額の100分の1との合計額を減額することとしました。（第1条関係）

2 期末手当の臨時的削減措置の実施

令和5年6月1日から令和6年3月31日までに支給される県議会議員の期末手当について、100分の10を減額することとしました。（第2条関係）

3 政務活動費の臨時的削減措置の実施

令和5年6月1日から令和6年3月31日までに交付される政務活動費について、100分の16.5を減額することとしました。（第3条関係）

4 施行期日

この条例は、令和5年6月1日から施行することとしました。